

い。

請求人世帯には、■■■歳になる請求人と■■■歳になる請求人の三男（以下「三男」という。）（障害者）がいる。

■■■役所にて生活保護を受けていたが、請求人が障害者である三男の将来のために貯めていた預金があると「ケースワーカー」から言われ停止となった。

何度も話し合いをしたが納得されず、今回このような形でお話させてもらう。

年に1回銀行の通帳をコピーし、「ケースワーカーの山口氏」に提出をしていた。平成27年頃から請求人が体調を崩し、平成30年12月15日～5月12日頃まで息子（原文ママ）の家で様子を見ていた。

「ケースワーカーの山口氏」が2年前に提出した銀行通帳口座に預金があると指摘され、請求人に聞いたところ、三男の将来のために貯めたと言っていた。

それ以前にケースワーカーが人の家に勝手に上がり、銀行の通帳を見せるように言い、請求人は怖くなって体調を崩してしまった。

強い口調で言っていたため、ケースワーカーの上司矢田氏にクレームを入れ、指導すると言っていたが解決はされなかった。

それから話し合いをしたが何の進展もなく、会議で話された内容も開示請求すると要求したが拒否された。

2年前の確認ミスによる起きた問題である。

請求人は年1回、ちゃんと通帳をコピーして提出していたのになぜ、ケースワーカーのミスで生活保護停止にされないといけないのだろうか。

■■■生活支援課のケースワーカー山口氏、矢田氏のせいで、家族一同迷惑しているし、請求人に関しては体調も崩している状況である。

■■■生活支援課山口氏、矢田氏については対応含め不快になるほど精神的苦痛を味わった。絶対に許さない。

現在体調不良のため■■■にはいない。

2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

「請求人の請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至る経緯

ア 障害年金の認定方法を確認するため、平成29年度に提出があった三男の障害年金が振り込まれている[]の預金通帳の写しを確認する。

平成29年6月15日時点で、預金残高6,076,279円があったことが判明する。法第29条の規定に基づき、平成[]年[]月[]日付[]にて[]に預貯金調査を依頼する。

イ 平成31年2月15日に、上記銀行より回答文書を收受する。平成30年12月14日時点で、預金通帳7,245,305円残高があることを確認する。振込内容が収入認定済障害年金のみであったため、他の収入はなく保護費のやり繰りのみでの預貯金であったことが確認された。

ウ 平成31年2月に訪問するが、請求人及び三男は不在であり、請求人宅に連絡をいれるが繋がらなかった。その後、請求人の四男（以下「四男」という。）より連絡があった。請求人及び三男は体調が悪く、一時的に[]にある四男宅にいるため不在にしていたことが判明した。請求人と連絡がつかないため四男と電話をする。

障害年金の積み立てによる預貯金の残高が700万円程度あり、内容を確認したところ、保護費のやり繰りでの預貯金であったことが発覚したため、預貯金の目的を確認の上生活保護が廃止になる可能性が高いことを伝える。

平成31年2月18日、四男が生活支援課に来庁する。四男に預金の目的について確認したところ、三男の今後のために請求人が貯金をしたものとのこと。四男は、請求人がこれまでも通帳の写しを提出していたはずだが、今となっては廃止となることについて納得がいかないとのことであった。資産申告書及び通帳の写しを提出することとなったのは平成27年からであるが、平成27年、平成28年の資産申告においては、保護費支給口座のみの提出であり、年金の入金口座については提出

がなかったことを伝える。

預貯金については、原則として世帯での資産に当たるため、今後の生活費にあて、預貯金が尽きた場合、生活保護の申請が可能である旨を伝え、四男は納得がいかないとのことで、親族と相談するとのことで生活支援課を後にした。

平成31年2月18日、再度四男に連絡する。預貯金が、自立更生に当たるものと判断できる場合には、当該預貯金残高より、当該自立更生として認められる金銭を差し引いて要否判定を行うため、親族との話合の際に、請求人に貯金の目的について確認をするよう伝える。

エ 平成31年2月20日に、請求人及び四男が来庁する。請求人及び四男に、生活保護の制度について再度説明を行う。

生活保護の制度は、法第1章第4条（保護の補足性）より「保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、現在の預貯金残高は、当該資産に該当する可能性が高い旨を請求人及び四男に再度説明する。加えて、預貯金の内容によっては、要否判定の際自立更生として認められ、資産とみなさない可能性がある旨も併せて説明する。

請求人に、当該預貯金の内容について聴取したところ、障害をもつ三男が一人で生活をしなければならなくなった場合に活用するため、貯金をしていたとのことであった。具体的な内容ではなかったため詳細を示すよう伝える。

廃止となる場合で、自立更生の有無が明確に示されないと廃止の判断ができないため、廃止処理を先送りにすればするほど、病院にかかった医療費等返還金が増える可能性もある旨を伝え、面接を終える。

オ 平成31年3月1日に、請求人及び四男が来庁する。請求人世帯の今後について、預貯金約700万円の使用用途確認及び今後の生活について提案する。

預貯金約700万円の使用用途確認の今後のスケジュールについて、4月30日までに親族間で話し合い、使用用途について詳細をあげるよ

う伝え、四男より納得を得る。

三男の今後については、現時点では施設への入所は考えていないとのことであった。

カ 平成31年4月1日に、当該預貯金使用用途についての自立更生計画書を収受する。

キ 以下の2点を論点とし、令和元年5月8日付けの診断会議に諮る。診断会議の結果は以下のとおりである。

(ア) 提出のあった自立更生計画書に記載の預貯金の保有の可否について

《結果》

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の問18及び答では、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等において、「預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差し支えない。なお、この場合当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。」と規定している。当該規定に照らし、審議した結果、三男は施設の入所が未確定の状態でありながら、提出された自立更生計画書記載の費用は、施設入所後の恒常的な費用であり、上記規定の「なお書き」以降の保護費の支給を要するものに当たる。このため、当該預貯金は生活保護の趣旨目的に反しないと認められず、保有は認められない。当該預貯金を活用後、手持ち金僅少になった場合は、申請が可能であるため、当該預貯金の計画的支出について助言指導をし、その他最低生活の維持のために購入予定のものがあつた場合には、聴取し、自立更生計画書等を提出させ、ない場合は活用すべき資産とみなし要否判定を行う。

(イ) 当該預貯金を親族等適当者に預託された場合の保有の可否について

《結果》

当たらない。当該預貯金活用後、手持ち金僅少になった場合は、申請が可能であるため、当該預貯金は活用すべき資産とみなす。

イ 当該預貯金の計画的な支出について助言指導を行うこと。

課長通知第3の問18及び答の「被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言を行うこと。」との規定に基づき、当該預貯金の計画的支出について助言指導を行う。具体的には、今後の生活の維持向上の観点で必要なもの等の購入予定があるものについて確認を行う。

ウ 前記イの対応後の当該預貯金の取り扱いについて

課長通知第3の問18及び答で「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」と示されていることから、請求人に計画的支出について助言を行った上、提出済みである自立更生計画書以外に購入予定のものがないか確認を行う。あるとの回答があった場合には、再度自立更生計画書を提出させ、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認し、当該預貯金から当該自立更生計画書記載の額を差し引いた上要否判定を行う。ないとの回答である場合には、当該預貯金全額を資産とみなし、要否判定を行う。

上記診断会議の結論に従い、令和元年5月24日にその他生活の維持向上の観点で必要なもの等の購入予定があるものについて、四男に最終確認を行った。その結果、購入予定のものはないとの回答を得ている。

よって、上記預貯金は、活用できる資産とみなし、三男の障害者年金及び当該預貯金残高を用いて要否判定を行った結果、最低生活費を収入が上回り、6か月以上保護を要しない見込みであるため、課長通知第10の問12及び答2(2)、課長通知第3の問18及び答に基づき、自立更生に充てるものがないことを確認した、令和元年5月24日付けで保護廃止としている。

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり、本件処分の理由とされた保護費のやり繰りによる預貯金の累積金を資産とみなし、当該累積金が最低生活費の6か月を超えるという事実はないこと等を理由として、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

(1) 処分庁は、平成12年5月10日付けで、請求人世帯（請求人（昭和■■■年■■■月■■■日生まれ）及び三男（昭和■■■年■■■月■■■日生まれ）の2人世帯）に対する法に基づく保護を開始した。

なお、三男は、障害年金を受給しており、処分庁は、当該年金の受給額について、請求人世帯に係る収入として認定していた。

(2) 処分庁は、三男が受給している障害年金の振込先である口座（以下「本件口座」という。）がある金融機関（以下「本件金融機関」という。）に対し、法第29条の規定により調査を実施したところ、平成31年2月15日に、本件金融機関からの回答（平成27年1月1日から平成31年2月6日までの期間における本件口座の取引履歴）を得た。

処分庁は、上記回答により、平成30年12月14日の時点で、本件口座に7,245,305円の預貯金があることを確認した。

なお、上記回答には、三男の障害年金に係る入金を除いて、本件口座への入金があったことを示す取引履歴の記載はなかった。

(3) 処分庁職員は、前記(2)の預貯金が、既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものであると判断したことから、平成31年2月20日に、請求人に対して、当該預貯金の使用目的を確認したところ、請求人から、「障害をもつ三男が1人で生活をしなければならなくなった場合に活用するため」に貯蓄していた旨を聴取した。

(4) 請求人は、平成31年4月1日、処分庁に対し、前記(2)の預貯金の使用用途についての自立更生計画書（以下「本件自立更生計画書」という。）を提出した。

本件自立更生計画書には、三男の障害者支援施設への入所に係る費用、病院への通院に係る費用及び車椅子、眼鏡等の費用として、年間合計で3,138,160円が必要となる旨が記載されていた。

(5) 処分庁は、本件金融機関に対し、再度、法第29条の規定により調査を実施したところ、令和元年6月10日に、本件金融機関からの回答（平成30年12月1日から令和元年5月30日までの期間における本件口座の取引履歴）を得た。

処分庁は、上記回答により、平成31年4月15日時点で、本件口座に7,505,102円の預貯金があり、同日の翌日から令和元年5月30日までの間に、本件口座に係る取引はなかったことを確認した。

なお、上記回答には、三男の障害年金に係る入金を除いて、本件口座への入金があったことを示す取引履歴の記載はなかった。

(6) 処分庁は、令和■年■月■日付けで、次のとおり記載された本件通知書を請求人に送付して本件処分を行い、請求人世帯に対する法に基づく保護を廃止した。なお、本件通知書には、保護の廃止に係る根拠法条は、記載されていなかった。

ア 廃止した時期

令和元年5月24日

イ 理由

保護費のやり繰りによって生じた預貯金の累積金を資産とみなし、当該累積金が最低生活費の6か月を超えるため

(7) ■■■■（1級地-2）における2人世帯の住宅扶助の限度額（月額）は、52,000円であるところ（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号）の1（1））、処分庁は、請求人世帯に対し、同通知が適用された平成27年7月以降も、当該通知の3（1）の経過措置として、同通知の適用前の住宅扶助の限度額を適用し、本件処分に至るまで、住宅扶助費として58,000円を認定していた。

(8) 請求人に係る国民健康保険料相当額は月額822円、三男に係る国民健康保険料相当額は月額822円である。また、請求人世帯が負担すべき介護保険料の月額は1,722円である。

(9) 請求人の診療に要した医療費は、平成31年2月分が56,130円、

る。

3 法の仕組み

(1) 保護の実施について

法第1条は、この法律は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定している。

そして、法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、具体的には、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条）。

(2) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金について

ア 課長通知第3の18は、「預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと」としている。

イ これは、被保護者が、保護金品並びに被保護者の金銭及び物品（以下「保護金品等」という。）によって生活していく中で、支出の節約の努力（法第60条参照）等によって貯蓄等に回すことの可能な金員が生ずることも考えられないではなく、法も、保護金品等を一定の期間内に使

い切ることまでは要求していないものというべきであり、法第4条第1項、第8条第1項の各規定も、要保護者の保有するすべての資産等を最低限度の生活のために使い切った上でなければ保護が許されないとするものではないから、法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき「資産」（法第4条第1項）には、当たらないためであると解される（最高裁判所平成16年3月16日第三小法廷判決参照）。

(3) 保護の停廃止について

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第26条）。

この点、課長通知第10の間6及び答は、保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって保護の要否を判定するものとしている。

そして、課長通知第10の間12及び答1(1)は、当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるときは、保護を停止すべきとしている。

また、課長通知第10の間12及び答2(2)は、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を廃止すべきとしている。

なお、課長通知第10の間12及び答は、保護の停止又は廃止は、「保護を要しなくなった日」から行うことを原則とするが、当該保護を要しなくなった日の属する月が、「保護の停止又は廃止を決定した日」の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は第78条の規定により費用を

徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行うこととしている。

(4) 理由の提示について

行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第14条第1項）。

そして、対象となる処分が処分基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきである（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。さらに、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている。

4 あてはめ

(1) 請求人世帯に対する保護の廃止理由について

前記3(1)及び(3)のとおり、法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る「資産」等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の廃止を行うことになる。本件では、前記2(5)のとおり、請求人世帯は、令和元年5月24日時点において預貯金（以下「本件預貯金」という。）を有していたことが認められる。

そして、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2のとおり、本件預貯金が、請求人世帯において活用すべき「資産」に該当すると判断した上で、請求人世帯は、令和元年5月24日以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとして、請求人世帯に対する保護を廃止する本件処分を行ったとしている。

したがって、本件処分においては、本件預貯金が、請求人世帯において活用すべき「資産」（法第4条第1項）に該当するとの判断が前提となっていることから、この点についての処分庁の判断に不合理なところがないか、以下検討する。

(2) 本件預貯金の「資産」該当性について

ア 前記3(2)アのとおり、課長通知第3の問18及び答によれば、「預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産に当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない」とされている。

このため、請求人世帯において活用すべき「資産」（法第4条第1項）に該当するか否かを判断するに当たっては、上記の課長通知に従い、本件預貯金が保護費のやり繰りによって生じた預貯金であるか否か、また、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないか否かについて、適切に判断しなければならないこととなる。

イ 保護費のやり繰りによって生じたものか否かについて

(ア) 前記2(6)イのとおり、処分庁は、本件処分に当たり、本件預貯金について、「既に支給された保護費のやり繰りで生じたもの」と判断したことが認められる。

(イ) この点、本件預貯金は、三男の障害年金の振込先である本件口座において保有されているものであるところ、前記2(2)及び(5)のとおり、本件口座に係る取引履歴によれば、本件口座に当該年金以外の入金があった事実は認められないことから、本件預貯金は、当該年金の振込みに係る金額が累積したものであると認められる。

また、前記2(1)のとおり、三男の障害年金は、請求人世帯に係る収入として認定されていることから、請求人世帯は、当該年金の受給額が控除された保護費によって生活していたことが認められる。

(ウ) 以上の事情を踏まえると、処分庁が、本件預貯金について、「既に支給された保護費のやり繰りによって生じたもの」（課長通知第3の

問18及び答)であると判断した点については、合理性があると認められる。

ウ 使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないか否かについて

(ア) 前記3(2)アのとおり、課長通知第3の問18及び答は、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合には、「当該預貯金等の使用目的を聴取し」、「被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと」としており、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明」することとしている。

そして、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の「使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない」と認められる場合については、被保護者世帯において活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差し支えないとされている(課長通知第3の問18及び答)。

以上のような課長通知の取扱いを踏まえると、預貯金等の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないか否かを判断するに当たっては、被保護者から当該預貯金等の使用目的を聴取するとともに、その生活状況等について調査を行った上で、生活の維持向上の観点から、当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う必要があり、かかる調査及び助言指導の結果に基づいて、具体的な検討を行わなければならないと言うべきである。

(イ) これを本件についてみると、前記2(3)のとおり、処分庁は、本件口座の預貯金が、既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものであると判断したことから、請求人に対して、その使用目的を確認したところ、平成31年2月20日に、請求人から、「障害をもつ三男が1人で生活をしなければならなくなった場合に活用するため」に貯蓄していた旨を聴取したことが認められる。

また、前記2(4)のとおり、処分庁は、平成31年4月1日に、

然性は、極めて高いことが認められる。

そうであるとすれば、三男が障害者支援施設に入所することが未確定であるとしても、そのことのみによって、当該施設入所に係る費用等として蓄えられた本件預貯金の使用目的が、生活保護の趣旨目的に反するものと言うことはできない。

したがって、処分庁としては、三男の障害の状態を含む請求人世帯の生活状況等を調査した上で、本件自立更生計画書の内容等についても、必要に応じて計画的な支出について助言指導を行い、その結果に基づいて、本件自立更生計画書に記載された費用が、三男の生活の維持向上に役立つものであるか否かについて、具体的な検討を行わなければならないと言わざるを得ない。

それにもかかわらず、処分庁は、上記のとおり、三男の障害者支援施設への入所が未確定であることを根拠として、必要な調査及び助言指導の結果に基づいた具体的な検討を行わないまま、本件預貯金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないとは認められないとの判断を行ったものと言わざるを得ない。

(エ) また、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨 2 (2) キ (ア) 及び (3) アのとおり、課長通知第 3 の問 18 及び答が、「なお、この場合、当該預貯金等が立てられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること」と記載していることを根拠として、保護費のやり繰りによって生じた預貯金の保有が容認されるためには、当該預貯金があてられる用途が、保護費の支給の対象とならないものであることが条件とされていると解釈した上で、本件自立更生計画書に記載された費用については、保護費の支給を要するものであるため、生活保護の趣旨目的に反しないとは認められないと判断した旨も述べている。

しかしながら、課長通知第 3 の問 18 及び答における上記の記載は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の使用目的が、生活保護の趣旨目的に反しないと認められ、保有を容認して差し支えない場合において、その預貯金等が実際にあてられる経費については、別

途、保護費の支給等の必要はない旨を明らかにしたものであると解される。

したがって、預貯金等があてられる経費が保護費の支給の対象となるものではないことを条件として、当該預貯金等の保有を容認すると趣旨の記載ではないと解されるから、処分庁による課長通知の解釈には、誤りがあると言える。

そうすると、処分庁は、上記の誤った解釈に基づいて、本件預貯金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないとは認められないと判断したものと解されることから、処分庁の判断は、本件自立更生計画書に記載された費用が、三男の生活の維持向上に役立つものであるか否かについての具体的な検討を行った上でなされたものと言うことはできない。

エ 以上によれば、本件処分に至る過程において、本件預貯金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないか否かについて、必要な調査及び助言指導の結果に基づいて、具体的な検討が行われたとは認められない。

したがって、処分庁は、本件預貯金が、請求人世帯の活用すべき「資産」に該当するか否かに係る判断において、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められないため、本件処分は、判断要素の選択に合理性を欠くと言わざるを得ない。

(3) 理由提示の不備について

ア さらに付け加えると、前記3(4)のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、その名あて人に対し、行手法第14条第1項の規定による理由提示をしなければならず、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

イ この点、本件処分は、前記審理関係人の主張の要旨2(3)及び前記2(6)イのとおり、処分庁が、本件預貯金を保護費のやり繰りによって生じたものであると認定した上で、前記3(2)アの課長通知第3の間18及び答を適用して、本件預貯金が、請求人世帯において活用すべ

き「資産」に該当するとの判断を行うことにより、請求人世帯に対する保護を廃止したものであることが認められる。

そうすると、本件処分に係る理由提示としては、処分の原因となる事実及び根拠法条に加え、上記の課長通知の適用関係についても示さなければ、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって、本件預貯金が「資産」に該当するとの判断がなされたのかを了知することはできないものと言わざるを得ない。

ウ これを本件通知書についてみると、前記2(6)イのとおり、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金を資産とみなし、当該累積金が最低生活費の6か月を超えるため」との理由は記載されているものの、処分庁が、本件預貯金について、請求人世帯において活用すべき「資産」に該当すると判断した根拠となる事実関係や、課長通知の適用関係は示されておらず、また、保護の廃止に係る根拠法条の記載もないため、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分が行われたのかについて、本件通知書の記載自体からこれを明確に了知することは困難である。

エ したがって、本件通知書の記載は、行手法第14条第1項本文が求める理由提示として十分でないと言わなければならない。

(4) 小括

よって、前記(1)及び(2)のとおり、請求人世帯に対する保護の要否に係る判断に瑕疵があること、また、前記(3)のとおり、理由提示が不十分であることを併せ考えれば、本件処分には違法があると言える。

処分庁は、上記のとおり、必要と考えられる調査及び助言指導を行った上で、請求人世帯に対する保護の要否について、改めて判断すべきである。

以上より、本件処分には違法な点が認められることから、本件処分は取り消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

なお、審理員意見書は、本件預貯金は、請求人世帯において活用すべき資産に該当し、請求人世帯は、本件処分時において、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるため、保護を廃止すべき場合に該当することから、請求人世帯の保護を廃止した本件処分に違法又は不当は認められないとしている。

しかしながら、審査会の答申を踏まえて審査した結果、処分庁は、本件預貯金が、請求人世帯の活用すべき資産に該当するか否かに係る判断において、考慮すべき事情を十分に考慮したとは認められないため、本件処分は判断要素の選択に合理性を欠いており、また、本件通知書の記載は、行手法第14条第1項本文が求める理由提示として十分でないことから、本件処分には違法があると認められたため、裁決書の主文が、審理員意見書の主文と異なる内容となった。

令和4年1月18日

千葉県知事 熊谷俊



